厚生<u>労働省</u> 新潟労働局 十日町署作成

●最低賃金の減額の特例許可申請の概要等は、別添リーフレット、申請書、減額率算定表のとおり●

【申請書の記載方法】

- ①申請書は具体的に記入すること。特に、「業務の種類」は主たる業務の他に、その他業務も記入すること。 また、「労働の態様」も始業・終業時間、休憩時間等の詳細を記入すること。別紙とすることも可能。
- ②申請書の「減額率」は、小数点第1位までを記入すること。小数点第2位以下は"切捨て"とすること。また、「金額」は、適用のある「最低賃金額」と「減額率」に応じた数字を記入すること。
- ③申請書の「理由」は、別添の減額率算定表を作成し、対象労働者と比較した労働能率に応じた内容を記入とすること(以下の提出資料のとおり、減額率算定表も添付して申請する必要あり)。

【算定表の記載方法】

① 減額対象労働者と比較対象労働者の比較した作業時間、作業数量を記入すること。減額対象労働者の作業実績は、2週間程度の期間で 算出とすることが望ましい。減額率は、実績を比較し、労働能率の割合で算出すること。算出の注意点は以下の注意点②、③を参照。

【申請時の提出資料:各2部提出】

- ① 当該減額の特例許可申請書 ② 障害の態様にかかる資料(公的機関発行のもの:障害者手帳等の写し) ③ 減額率算定表
- ④ その他資料(労働者名簿、雇用契約書、賃金支払いがわかる資料、業務の種類や労働の態様の詳細資料等 ※必要に応じて提出)

「注意点① 申請書の内容(業務の種類、労働の態様等)は、申請後に、署担当職員が実地調査を行い、詳細を確認することとなります。

注意点② 減額率の算出は、適切な比較対象労働者を選出してください。<u>算定表にて労働能率(小数点第2位以降も一緒に)を算定し、以下の計算</u> により、減額率を算出してください(小数点第2位を切捨てること)。また、主たる業務が2種類以上ある場合は、それぞれの作業実績から比較・算出して労働能率の割合を出してください。

例 労働能率:71.22222···% ⇒ 100.00% − 71.22222···% = 28.777778% ⇒ 減額率 『28.7%』 ※小数点第2位以下は切捨て

| 注意点③ 算定表の裏面の「2職務内容、職務成果等について」は、作業実績から把握できない事項<u>(プラスの要素のみ)</u>を記載し、「1 | 労働能率の比較(注意点②で算出した数字)」の<mark>減額率に加味すること(減額率を少なくすること)が</mark>できます。ただし、これ | らの理由により、1の減額率(の上限)より大きい数字とすることはできません。

注意点④ 許可された業務の種類・労働の態様以外をさせることはできません。許可された作業以外は最低賃金以上の賃金を支払う必要があります。

【許可の更新(再)申請について】

- 最低賃金を減額できる期間は許可満了日まで。引き続き特例許可を得たい場合は、再申請を行い、許可を受ける必要がある。
- 再申請は許可期間満了前(2週間前程度)に行うことが望ましい。基本的に再申請時も実地調査を行う。
- 再申請時に許可を受けた内容に変更がなく、一定条件を満たすと、許可期間の延長(3年以内)や実地調査を省略する場合がある。
- 許可を受けた業務の種類や労働の態様等を変更するときは、減額特例許可の効力が及ばないため、速やかに新規許可申請を行う。 また、許可期間満了前に変更による新規許可申請を行う場合は、【申請時の提出資料①~④】に加え、許可取消申請書(任意様式 ※別添参照)と取消対象となる許可書(原本)提出が必要となる。

ご不明な点等が ございましたら、 十日町労働基準監督署へ お問い合わせ ください!!



							英 夫
Œ		字 丑	H.WXI		緩 录	計働	
		網	李 用教	目	Ħ	辛	:
	甲						減額の特例許可を必要とする理由等
%	率 醸 嶽	金費るすろでおは支					(単の観楽
工 似日	立						従事させようとする 業務の種類
Н	蘇金贄別最	金贄办最					報 本 文 は 身 体 の 精神 又 は 身 体 の
	₽ ₩	ま同特の特別を るするでより受					るする こもれ 受
] - "		日月辛业	UR ZPI	\$	丑	まに特例特の醸象
班 弘 币 (O) 影 業 事			森 各 の 農 業 事 (新 本)			卧 ω 業 電	

書請申「特例特の誘減の金質迅量の者へ」」の氏乳働能とい著しまいまご言葉の本食は1人科学

支障を

また、支障があったとしても、その支障の程度が著しい場合でなければ、許可の対象とはなりません。

単に障害があるだけでは、許可の対象とはなりません。その障害が業務の遂行に、直接、

与えていることが明白である必要があります。

支障の程度が著しいとは、当該労働者の労働能率の程度が、比較対象労働者 (裏面1参照)

許可を受けていても、許可された業務以外の業務に従事する場合には、一般の労働者と同し

の労働能率の程度にも達しない場合をいいます

*

最低賃金額が適用されます。

。(。とこるを活動多額をひ及各計のパケパチ、よいあって灰の金賀却最宝むひ及を賀却最限裁岐) とこるす人活き離金ひ及各計の金賀油最のアンでるすろこもけ受き行措、おい懈し金賀街最るすとたより受き行程時齢の譲滅) 己

*

障害について、客観的な資料がありますか?

「精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者」の最低賃金の減額の

特例許可申請に当たっては、次のことに御注意ください。

労働者の方の障害は、業務遂行に、直接、著しい支障を与えていますか?

最低賃金の減額の特例許可申請について

「精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者」(最賃法第7条第1号)

意式

。とこでも人にご職業が等量業計、客内の業計、核耕の業務業故、おご購し薪鵝の働送) 「従事させようとする業務の補類」欄には、滅額の特例許可があつた場合に、当該労働者に従事させようとする業務の種類を具体的に記入すること。

- 。55を大局多裏野の害難の朴良却又軒請、却习髒「執線の害難の朴良却又軒請了

- 。るきがはよこるす吝署、ア永升によこるす印畔、J舞踊多各丸

れらに基づいて申請書の「精神又は身体の障害の程度」欄に記入し、身体障害者手帳などの写しを 中請書に添付してください。身体障害者手帳などがない場合であっても、障害が原因となって業務の 遂行に直接著しい支障を与えることが明白だと思われるときは、所轄の労働基準監督署に御相談く 労働者の方が身体障害者手帳などをお持ちの場合は、御本人、御家族などの了解を得た上で、 だない。

減額率は、労働能率の程度に応じ、職務内容などを勘案したものとなっていますか?

減額率は、比較対象労働者 (裏面1参照) に対する労働能率の程度に応じた率を上限として、減 額対象労働者の職務内容、職務の成果、労働能力、経験などを総合的に勘案して定めることになり



戚額率・支払おうとする賃金の額の設定の仕方

次の手順によって設定してください。 支払おうとする賃金の額は、 減額率や、

比較対象労働者の選定

他の労働者のうち、減額対象労働者と同一または類似の業務に従事していて、かつ、最低賃金額 最低位の能力を有する方を選定してくだ 同じ事業場で働< tó 比較対象労働者(減額対象労働者と労働能率の程度を比較する労働者) と同程度以上の額の賃金が支払われている方の中から、 () () 光機 最低賃金の双方について減額の特例許可を申請する場合は 対象労働者は、特定(産業別)最低賃金の適用を受ける労働者の中から選定してください。 地域別最低賃金及び特定(産業別)

*

できる率の上限となる数値の算出

N

減額対象労働者と比較対象労働者の労働能率を数量的に把握して比較し、減額できる率の 限となる数値を算出します

(減額できる率の上限となる数値の算出例

比較対象労働者の労働能率を100分の100とした場合、減額対象労働者の労働能率が100 分の70であるときは、減額できる率の上限は、30.0%となります。 (100.0-70.0=30.0)

小数点以下が生じた場合は、小数点第2位以下を切り捨ててください。

減額率の設定

က

上記2の数値を上限として、減額対象労働者の職務の内容、職務の成果、労働能力、経験など を総合的に勘案して、減額率を定めて、「支払おうとする賃金」の「減額率」の欄に記入してください。 総合的に勘案した結果であっても、上記2の数値を上回った減額率を定めることはできません。上記2の 例で、30.0%を上回る数値、例えば35.0%とすることはできません。

支払おうとする賃金の額の設定

「支払おうとする賃金」の「金額」の欄に記入してください (金 額が減額率に対応したものとなっていることを必ず確認してください。) 上記3の減額率に対応した金額を「

時間外 通勤手当など最低賃金法第4条第3項に規定 臨時に支払われる賃金及び一月を超える期間ごとに支払われる賃金、 深夜手当、精皆勤手当、家族手当、 する賃金は算入できないことに御注意ください。 支払おうとする賃金には、 手当、休日労働手当、

*

*

支払お 最も高い額の最低賃金に対して、 減額の特例許可を受けようとする最低賃金が複数ある場合は、 うとする賃金の額を定めてください。

(東京都各種商品小売業最低賃金 (787円) の場合の例)

減額率を 減額できる率の上限 (上記2) は30.0%でしたが、職務の成果などを勘案して、 20.0%と定めることにしました(上記3)

減額する額は、157円となり

支払おうとする賃金の額は、787円-157円=630円

となりますので、この額を「支払おうとする賃金」の「金額」の欄に記入してください。

787円×0.2=157.4円ですが、1円未満の端数の回絡五入や切上げによって158円として減額をして しまうと、減額率は20.0%を超えてしまいますので、1円未満の端数を切捨てにする必要があります。

「精神又は身体の障害により署しく労働能力の性い者の最低資金の減額の特例許可申請書」の記入要領

るもろこより受き内科の解源

°0221 >ブリ人品多醣金の女各料のカ **小量玉群ひ及金貨か量収減**地 , てぐなさし。いち5127 J 人気 う解金び以各件の金貨型量の フンもるもろぐより受多値符 **L金**賈逊

宝丁しご芳巻き40℃ーツ前 「解 金」

5業条4業表金費掛量となど手 健康, 芒夫教塚, 芒卡健宮科 いちおとてし 人品を金費るすらぐお述支寸の

01231>D いなし人質多金質る专家規制更

°(12;2/>2 つこり業は多すな型と業点機でし , おこ)合農さい主が不以点機小 。いちは>アし人に多率酸減れぬ 宝ブリコ)李巻多8のビーツ前

田町

相太

またまる願金が系率崩

東1720(※)のより減

果丸の脊癬、1弾出と茶车影側での

司種労働に従事している健常労働者

金資為最業秀小品商藝各储京東

金貨為聶储京東

% 0 . 0 2

TMH 089

H 787

H 994

田升十

歃

3 餱

基卦 分解 艰 秀 升

速 職 劉

脳全質が最

묫 #,

〇一〇一〇間74頭因田升午储京東

妣 卦 而 の 默 業 車

Ш

묫 丑

金賀るすろでお述支

ま 回 待 例 特 の 辞 版 る す 幺 ぐ よ り 受 最 社 賃 金

独

· (°172,71> てした派して話り、対し、 <u>合影()ない3(な()※</u> ()なだ) プレスに登出を記るで、関係に対して 刻芒含で基3)率基で稿, 企志

「郎玉州の歌業事」

「事業場の名称」

30分割ということによっている。

春蓮監督署に **2部** 提出して<たさい。

頞 聂昌猷长 京東

日し日かまして独土

害到內財丁,辦2害對朴具

NA -

묫

東工

A

部2數中[東部業終 , 和8前中[東部業站

。cもさい為?もた爺懶於〉」番F」類出기率指懶於

務業○等」時酬, 京輔, 鉄点, 品級 O品商売頭

身体の障害により同種労働に従事している健常労働者の

4

限對

関々質ーパース社会大料

称各の影業車

【聂高働铁県吶道路】

発出野るする豊心

耕鶏の働送

験動の終業

るするでもせる車が

(0 朴良 41 又 軒 計

減額の特例計可を 受けようとする 減額の特例計可を

条種商品小売業

験動の業事

【善働渋るも

。(Jち汁> 農玄断での入せまきで おろこるも請申3)(商用紙)値 るなご香働茂。いちゴンブノ人 \$B\$日月辛±0.及旧卦,各丑0 各働氏でもろぐより受多厄託

3624世を受けようと

「耕鵝の害蓟の朴長却又軒群」

とは、所轄の労働基準基盤署署 台級いな位林貸いさがきょいろ ひ態様及び程度を記入して<だ 害劑の朴良切又杵耕ていた基 コ料資式しい発体関熱的公の 等[訓毛峇害鄣朴良][訓毛育

サち事がJを働て累区路線 「旋手の務業をもろさまず

。いちな>アリ人気に 的本具を酵師の務業をするぐよ

「新郷の陳花」

理由等」

ちは>アリサ添アリ人にご凝仮 , お合影/ひない写が(職※) ころなく 7. (人人にこれを寄る等量業計, 26 内心業計 , 咳胡心業絲・業龄

でも3要心を回指的特の酸減]

減額の特例許可を必要とす

。いちな>ブレスに る理由その1位参考となる事項を

。(7557~)、Jを客おさま出れる出る。(7557~)、15音中休みるでするが出るでは申)、7表が多業金人間以入人志 【答用歌]

。いち式>ブン出野、浩立 7 といるでは、シングン 1 といっている 1 といっている 1 といっている 1 といってい 1 といってい 2 という 3 という 3

個代るも舞習多影業電示影派、J人記多各員局側代果所直路るも舞習多影業電光影派、お合製の苦欄代影派社苦側代象校路派 ※

各用動

日1月01年89時間

日月辛丑

書稿申「行内科の解滅の金貨却最の者へ」却の代消働党〉」書いるご書詞の本長む又軒群

様式第1号(第4条関係)

精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者の最低賃金の減額の特例許可申請書												
事業の利	事業場の名称			事業場の所在地								
減額の特例許可を	氏名		性別	:	生年月日				<i>/</i> 4L	-		
受けようとする労働者							 減額の特例許可を 受けようとする最	件	名			
精神又は身体の障 害の態様						低賃金	最低	賃金額		円		
従事させようとす る業務の種類									金	額		円以上
労働の態様							支払お	うとする賃金	減	額 率		%
減額の特例許可を 必要とする理由等									理	由		
	令和	年 月	3	日			職	ì				
	都道府県労働局	長 殿				使用者	氏	名				ED

注意

- 1 「精神又は身体の障害の態様」欄には、精神又は身体の障害の程度を記入すること。
- 2 「従事させようとする業務の種類」欄には、減額の特例許可があつた場合に、当該労働者に従事させようとする業務の種類を具体的に記入すること。
- 3 「労働の態様」欄には、始業終業の時刻、作業の内容、作業量等を詳細に記入すること。
- 4 「減額の特例許可を必要とする理由等」欄には、減額の特例許可を必要とする理由その他参考となる事項を記入すること。
- 5 「減額の特例許可を受けようとする最低賃金」欄には、許可を受けようとするすべての最低賃金の件名及び金額を記入すること(地域別最低賃金及び 特定最低賃金の双方であれば、それぞれの件名及び金額を連記すること。)。
- 6 「支払おうとする賃金」欄の「金額」欄には、法第4条第3項各号に規定する賃金を除外した最低賃金の対象となる賃金を記入すること。また、「理由」欄には、使用者において当該減額率を定めた理由の概要を記入すること。
- 7 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

減 額 率 算 定 表

(精神又は身体の障害により著しく労働能力が低い者)

	氏名	
減額対象 労働者	作業内容	(具体的に記入)

1 労働能率の比較

(1) 比較対象労働者の選定

減額対象労働者と同一又は類似の業務に従事する労働者であって、減額しようとする最低 賃金と同程度以上の賃金が支払われているもののうち、最低位の能力を有するものを「比較 対象労働者」として選んでください。

· · · · · · · · · -				
比較対象 労働者	氏名		支払金額	円
) 種類及び経験年数		
	作業内容	(具体的に記入)		

(2) 対象労働者の作業実績

			比較対象労働者		減額対象	象労働者	
作業月	日	比較した作業	作業	作業	作業	作業	備考
			時間	数量	時間	数量	
月	日						
月	日						
月	日						
月	日						
月	日						
月	日						
月	日						
月	日						
月	日						
月	日						
月	日						
月	日						
合	計						
1時間当たりの平均作業量			/時間		/時間		
比較対象労働者に対する 労働能率の割合(%)		1)	100%	2	%		

最低賃金法施行規則第5条の表による
減額率(減額率の上限)
(① - ②)

2 (1)		職務の成果等について(륅 織務の困難度、責任の度合い。	是低賃金法施行規則第5条柱書) い)
(2)		(一定時間当たりの労働によっ	o ブ狙これでは用)
(2)	机务(),从木(、一足时间ヨたりのガ側によっ	ノ(付り4んの桁木)
(3)	労働能力(指	示の必要性、複雑業務の遂行	テの可否)
(4)	経験等(これ されるか)	までの経験。今後その経験を	を生かしてどのような能力を発揮することが期待
3	減額率		
		 、職務の成果、労働能力、	
	紅	を験等を勘案した は施行規則第5条の減額率	%
※上	記1の労働能率		上限よりも高い減額率とすることはできません。

最低賃金の減額の特例許可取消申請書

					令和	年	月	日
新潟 労働局長	殿							
			事業場の)名称				
			所 在	地				
			使用者					
				氏名			印	
年 月	<u>日</u> 付けをも [・]	って最低賃金	法第7条	に基づる	き申請した	:減額の物	持例許可	订申請
(許可対象者:		()	年	月	日生))	
につきまして、								
	年	月 日付着	新労許可第	等	<u>号</u>			
にて許可を受けまし	<i>、</i> たが、下記の	理由により、	、当該許可	丁の取消	を申請い	たします	•	
			1					
[nL					\neg	